

事故事例(主契約)

■ キャリアアップ助成金(人材育成コース)の支給申請書の記入ミスによる損害賠償請求

キャリアアップ助成金(人材育成コース)の支給申請の際、キャリアアップ計画の対象者を「新たに雇入れる有期契約労働者、勤続6ヶ月以上の有期契約労働者、パート従業員」とすべきところ、「勤続6ヶ月以上の有期契約労働者、パート従業員」と記載したため、予定していた訓練生(新たに雇入れる有期契約労働者)が対象に含まれず、同助成金が不支給となり、損害賠償請求を受けた。

支払保険金	約 10 万円	(損害賠償金(27万円)-免責金額(10万円))×70%=	119,000 円
-------	----------------	-------------------------------	------------------

■ 育児休業基本給付金における支給申請書の提出失念による損害賠償請求

企業より、育児休業者の育児休業基本給付金の申請依頼を受けていたにもかかわらず、書類の提出を失念。結果として、育児休業基本給付金および育児休業者職場復帰給付金の受給が不可能となったとして損害賠償請求を受けた。

支払保険金	約 140 万円	(損害賠償金(162万円)-免責金額(10万円))×90%=	1,368,000 円
-------	-----------------	--------------------------------	--------------------

■ 解雇予告手当支払相談業務においてアドバイスマスによる損害賠償請求

支払保険金	約 200 万円	(損害賠償金(230万円)-免責金額(10万円))×90%=	1,980,000 円
-------	-----------------	--------------------------------	--------------------

※上記事例は概要です。助成金等は、過去の事例発生時のものです。

※お支払事例と同様の事案でも、個別の具体的な事実内容によってはお支払いの対象とならない場合もございます。
※保険金のお支払いの際は、業務執行に関する記録(社会保険労務士法第19条に規定されている帳簿等)が備え付けられている事が前提となります。
※「キャリア形成促進助成金」の支給申請を依頼され、申請したものの、受給要件を満たさないと判断されたために申請を却下された、育児休業支給額過大分を職業安定所から返還請求された、等の事例は、いずれも損害が発生していないために免責の扱いとなります。

事故想定例(サイバーリスク・情報漏えいリスクに対応する保険)

個人情報漏えいした場合

事務所の職員が顧問先の従業員名簿を保存したパソコンを自動車内に置いたまま食事に出たところ、車上荒らしにあい、パソコンを盗まれた。自分の情報を提供した覚えのない相手先からダイレクトメールを受け取り不審に思った顧客からの問い合わせにより、盗難にあったパソコンから情報が漏えいしたことが判明した。顧問先従業員全員(700人)にお詫び状と見舞品を送付する等の対応をとったが、個人情報漏えいされた顧問先の従業員の一部(200人)がプライバシーの侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起した。その結果、1名あたり15,000円の損害賠償金を支払うことを命じられた。

損害額	442 万円	①損害賠償金・争訟費用…損害賠償金: 15,000 円× 200 人= 300 万円 弁護士費用: 100 万円 ②各種費用……………お詫び状作成費・郵送費: 100 円× 700 人= 7 万円 見舞品購入代: 500 円× 700 人= 35 万円
-----	---------------	---

合計保険金 支払額	442 万円	①損害賠償金・争訟費用…… 300 万円+ 100 万円= 400 万円 ②各種費用…………… 7 万円+ 35 万円= 42 万円
--------------	---------------	---

法人情報を漏えいした場合

顧客法人の出店計画の記載されたメールを、社労士事務所の職員が誤ってライバル企業に転送し流出させた。その結果、顧客が事業計画の変更を余儀なくされ、先行して行っていた設備投資(500万円)を、社労士事務所に対して損害賠償請求を提起した。

損害額	600 万円	①損害賠償金・争訟費用……損害賠償金: 500 万円 弁護士費用: 100 万円
-----	---------------	---

合計保険金 支払額	600 万円	①損害賠償金・争訟費用…… 500 万円+ 100 万円= 600 万円
--------------	---------------	---